



平成 31 年 3 月 4 日

各 位

上場会社名 任天堂株式会社
代表者 代表取締役社長 古川 俊太郎
(コード番号 7974)
問合せ先責任者 総務本部長 高橋 成行
(TEL 075-662-9600)

**(開示事項の経過)自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)**

平成 31 年 2 月 22 日に公表いたしました自己株式取得に係る事項に関し、取得期間が本日本記の通り確定しましたので、お知らせいたします。

記

取得期間: 平成 31 年 3 月 13 日(水)から平成 31 年 4 月 12 日(金)まで

(注)平成 31 年 2 月 22 日開催の取締役会において決議した当社普通株式の売出しに関し、売出価格等が本日本記決定されたことに伴い確定したものです。

(ご参考)平成 31 年 2 月 22 日開催の取締役会において決議した自己株式取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,000,000 株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.83%)
(3) 株式の取得価額の総額	33,000,000,000 円(上限)
(4) 取得期間	平成 31 年 2 月 22 日開催の取締役会において決議した当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)に係る売出価格等決定日(平成 31 年 3 月 4 日(月)から平成 31 年 3 月 7 日(木)までの間のいずれかの日)に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日(売出価格等決定日の 7 営業日後の日)から平成 31 年 4 月 12 日(金)まで
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け

(注)市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合があります。

以上

ご注意: この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。